

デートDVへの対応

デートDVで相談された時点、周りが気づいた時点では、状況が悪化していることがほとんどです。事態を決して甘く見ないで対応しなければなりません。別れさせることを目標にするのではなく、「今の状態は良くない」という認識を当事者にも持ってもらえるように働きかけることが重要です。

【デートDVが起きていると分かったときに、周りのおとなにできること】

●被害児童生徒へのサポート

[すべきこと]

- ・話を、時間をかけて丁寧に聴く
- ・被害児童生徒の考え、気持ち、体験、立場を理解するよう努める
- ・責めない、共感する「あなたはそう思うんだね」と言う
- ・「あなたを信じる」と伝える
- ・暴力を受けたのは、「あなたの責任ではない」と繰り返し伝える
- ・「あなたがそんな目にあっているはずがない」と伝える
- ・デートDVに気づくための情報をたくさん伝える
- ・他の誰にも知られたくない、他の人に話したくないという気持ちは受けとめる。ただし、「危険だと判断した場合、あなたの安全を守るために、あなたのことを第一に考える人に話す可能性がある」ことを伝える
- ・何ができるか一緒に、できるだけたくさん考える
- ・被害児童生徒が自ら決めて行動できるように支援する
- ・専門家に相談できるようにサポートする
- ・相手と別れない被害者の心理、考え方を理解するよう努める
- ・時間をかけて被害児童生徒に関わる（対応に当たったおとなが独りで解決しようと思わない）

[してはいけないこと]

- ・考えやアドバイスを押し付ける
- ・「別れなさい」あるいは「別れなかったらもう相談に乗れない」と言う
- ・加害者について「ひどい奴だ」「最低だ」等と悪く言う
- ・「何をして相手を怒らせたのか」など、暴力の責任を被害者に感じさせる質問をする

二人が交際していることを念頭に置いてください。以上の対応は、デートDV関係を一層強め、問題のさらなる悪化を招きます。

*コピー可能。ただし、©アウェアの削除はできません。また内容の抜粋・改変・転載は禁止です。

●加害児童生徒へのサポート

- ・まずは否定や批判をせず、口を挟まず、かつ暴力行為に同調しない（相槌を打たない、頷かない）で話を聞く。（怒りや落胆などの感情にも耳を傾ける）
- ・加害児童生徒が反省しても、同情したり甘い対応をしたりしない（DVにつながる価値観を変えないかぎり、反省は本物ではない）
- ・喧嘩両成敗などの中立的立場に立たない
- ・加害児童生徒の暴力をけって肯定しない。暴力について「相手にも責任がある」などと言わない
- ・暴力は、自分が選んだ手段であることをはっきり伝える
- ・どんな場合も、暴力を使った解決は間違いだと伝える
- ・交際相手への暴力も犯罪であり逮捕されることもあると伝える
- ・暴力は、問題解決にはならず、関係を壊すだけだと伝える
- ・相手に会わずに、距離を置くことを勧める
- ・暴力的態度や行動が習慣化していることに気づくよう促す
- ・加害児童生徒がジェンダー規範（カノジョ・カレの役割などの決めつけ）をもっているか、その期待を相手に押し付けていないかチェックする
- ・性にとらわれず、相手を尊重する考え方を伝える
- ・時間をかけて加害児童生徒に関わる（対応に当たったおとなが独りで解決しようと思わない）
- ・デート DV をしないように我慢することだけでは解決しない。本人が自分の考え方や言動を見つめて学び、努力すれば DV はやめられると伝える
- ・自分のしたことに向き合い、責任のある行動をとり、自分を変えることを支援する
- ・専門家に助けを求められるようサポートする
- ・相手が別れたいと思っているそぶりを見せたり、言ったりしたら、恋愛関係は終わることを伝える
- ・相手の決断（別れるなど）を受け入れるようサポートする。
- ・「暴力行為」と「人としての価値」を切り離す
（「暴力がダメ」で「その人がダメということではない」）

●周りの児童生徒へのサポート

被害者から話を聞いて不安になったり、責任を感じたりする児童生徒がいます。加害者の行動を見聞きし、どうしたらいいのかわからなくて悩む子もいます。そのことを頭に留めておいてください。児童生徒がデート DV の情報を得られるように、デート DV 防止ハンドブックを配ったり、デート DV 防止プログラムに参加できるようにしたりすることも有用です。

●保護者へのサポート

子どもがデートDVの当事者になっていることを知った保護者は悩みます。特に、被害児童生徒の保護者は心配のあまりパニックに陥ってしまうこともあります。児童生徒に何が起きているのか周りのおとなが理解して、保護者が冷静に考えて行動できるようにサポートしていくことが大切です。児童生徒の家庭にDVがある可能性や、児童生徒が保護者から虐待を受けている可能性があります。親がDVの当事者である場合、親に対する支援や対応も必要です。なお、児童虐待防止法にはDVは児童虐待であると定義されています。

【デートDVが起きていると分かったときに、保護者ができること】

●被害児童生徒の保護者として

被害者の保護者に求められる対応は、まずデートDVを理解することです。そして被害を受けている子どものサインを把握することが大切です。保護者がデートDVに理解がない場合、共感するよりもむしろ怒りがわき、保護者がその子どもをコントロールしようとすることで二次被害を与えてしまいます。被害者の保護者は、子どもが今どういう状況に置かれ、どういう気持ちでいるのかを聞いて、理解することが必要です。そして、保護者としてどのように子どもを守るのか、冷静に考えて行動する覚悟が求められます。

●加害児童生徒の保護者として

加害者の保護者は「うちの子どもの方が被害者だ」とか「相手のほうにも非があるはずだ」とか「うちの子に限ってそんなことをするはずはない」などと考えて、問題に向き合わないケースもあります。加害者の保護者は、子どもがどのようにして問題の責任をとるのか、子どもを見捨てず、寄り添いながら、保護者として行動を起こすことが求められます。